## しあわせ定期100



2022年4月1日現在

商品名	しあわせ定期100
	【新規契約時にご利用いただける方】
	以下いずれかに該当する60歳以上の方
	・当金庫で厚生年金、国民年金、共済年金等公的年金または一部の厚生年金基金、国民年金基金等
	をお受取りいただいている方
│ │ 販 売 対 象	・当金庫で厚生年金、国民年金、共済年金等公的年金のお受け取りを新たに指定(年金請求・受取
MX JC NI ST	・ 口座の変更)いただいた方
	【自動継続時にご利用いただける方】
	以下に該当する60歳以上の方
	・当金庫で厚生年金、国民年金、共済年金等公的年金または一部の厚生年金基金、国民年金基金等
	をお受取りいただいている方
	1年
預 入 期 間	満期時に上記の「自動継続時にご利用いただける方」を満たしている場合は同商品で自動継続し、
	満たしていない場合は同一期間「スーパー定期」として自動継続いたします。
預 入	
預入方法	一括預入
預入金額	i 1円以上100万円以下
預入単位	1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻しいたします。
利 息	
111 /25	
	・お預入れ時におけるスーパー定期 (1年もの) の利率に当金庫所定の利率を上乗せいたします。 ・自動継続後の利率は、当金庫の判定基準に基づき、継続日におけるスーパー定期 (1年もの) の
適用利率	日
	利率に当金庫がたの利率を工来せいたします。 ※利率は、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
TH 11 -1- 1-	
利払方法	
計算方法	
TV	2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が追加課税され、
税	
_	は除きます。)
付加できる特約事項	- 1 マル優をご利用いただけます。 (少額貯蓄非課税制度が適用となる年金・丰当等を受給の方) - 1
	満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた下記の利率により利息をお支払いいたします。
中途解約時 <i>σ</i>	お預入れ期間 中途解約時の利率
取扱い	6ヵ月未満 解約日における普通預金利率
	6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%または解約日における普通預金
	利率のいずれか高い利率
利率情報の	
入手方法	
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス・リスク統括室お客さま相
	談センター (9時~17時、電話:0120-456-763) にお申し出ください。

## 紛争解決措置

東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。

- ・年金振込ご指定口座がある店舗のみでご利用いただけます。
- ・厚生年金、国民年金、共済年金等公的年金または一部の厚生年金基金、国民年金基金等が全て支 給停止となっている場合、「しあわせ定期100」は自動継続されず「スーパー定期」の利率が 適用となる場合がございます。

## その他参考となる事項

- ・販売対象となる厚生年金基金、国民年金基金等は窓口にお問い合わせください。
- ・お取扱い期間が定められていますので窓口へお問合わせください。
- ・預金保険制度の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。)
- ・金融情勢等により、表示内容に変更が生じる場合がございます。